

「紙」以前の書写の用材について

井口大介

はじめに

- 一、バビロニア——陶板と陶筒
 - 二、旧約聖書の世界——石板と巻物
 - 三、エジプト——陶板とパピルス（および羊皮紙）
 - 四、ギリシア・ローマ——書板と書棒
 - 五、中国——木簡・竹簡・帛書
- おわりに

はじめに

138 (7)

トーマス・フランシス・カーターの「中国における印刷術の発明とその西伝」(Thomas Francis Carter, *The Invention of Printing in China and its Spread Westward*, New York: Columbia University Press, 1924.) は「紙と印刷術を媒体として東西文化の交流を考察した先駆的名著であります。その第一篇「中国における印刷の背景」は、当然

のことながら、「紙の発明」をもって説き起しているのであります。

本稿は、カーターの出発点に至る以前の、すなわち、紙の発明に先行する、書写の用材の変遷についての管見を述べた小篇であります。素より、カーターに見られるような系統的な構成と勤儉な論調とは、これを望むべくもありません。研究途上にある者の一習作としてご覧を賜わりたく、願わくは、ご教示とご叱正を戴きたいと存する次第であります。

一、バビロニア——陶板と陶筒

今日現存する世界最古の「文書」は、これをメソポタミア地方に求めることができます。すなわち、古代バビロニアのバビロン第一王朝第六代ハンムラビ王に属する書状が、同時代の多くの公私の書状、商業文書などと共に現存しているのであります。

周知のように、世界最古の成文法の発布者として高名なこの王の治世は、西暦紀元前一七二八年より一六八六年に亘ると比定されておりますから、今を去ること、凡そ三七〇〇年に近い悠久の歲月の彼方にある訳であります。

メソポタミア地方の文書は、粘土製のダブレット||陶板、および、同じく粘土製のシリンドラー||陶筒に、楔形文字をもって刻まれております。この、確かに堅牢には違いなく——また、そのために、よく今日まで文書の現物を伝えているのであります——運搬には多大の労力を必要としますし、整理と保管のためにも広大な空間を占めなければならぬ性質を持った、この書写の用材は、後世に、より便利なパピルスあるいは羊皮紙が発明されるまで、さらには、その発明後も暫くこれらと並んで、驚くべき長期間に亘り使用されてきました。

陶板は、公私の手紙をはじめ、原則として一枚で完結するような、短い文書を記述するために用いられています。

通信文は、陶板の表面だけではなく、裏面にも、時としては側面にも刻まれることがありました。これは、陶板の節約という意味もあったでありましょうが、手紙のような文書は、整理・保管の場合をも考えて、なるべく一枚で完結するという原則があったものと思われれます。稀には、数枚の陶板に互る手紙も見られますが、そうした際には、陶板に番号を付してあるだけで、粘土製という材質の制約から、数枚を綴り合わせるようなことは行われておりません。

重要な内容の書状を差し出すにあたっては、予め同文の陶板を複数で作り、先方に送り達けるとともに、その一枚を発信者の手許に保管して、後日の照合に備えておきます。こうした「控え」を取っておく、今日でいうファイル・コピーの作製が夙に行われていた訳でありまして、文書管理あるいは少くともレター・ファイリングの起源も亦、古代バビロニアに発することになります。

なお、後日の証拠となるような、特に重要な事項を記載した文書、例えば、借用証・契約書・遺言状といった、今日でいうリーガル・ドキュメントの類を作るときには、当事者あるいは第三者の悪意による文言の変造・加除を防止するための巧妙な方法が採られています。これは、仮に「ケース・タブレット」(積層陶板)と呼ばれるものでありまして、先ず、文言を一枚の陶板に刻んだ後、これをやや大型の別の陶板の内部に封じ込めてしまいます。そして、外側の陶板に、もう一度、同じ文言を刻んで、これを正本とするのであります。仮に表面の文言を改竄することはできません。たとえても、この陶板を破壊しなければ、内部に収められた副本の字句までも改変することは物理的に不可能であります。文書の安全性は極めて高いことになります。もし、疑いのある場合には、当事者および然るべき証人の立会いのもとに、陶板を打ち割って、内部に秘められた文言と照合し、確認することができます。

ケース・タブレットの表面には、しばしば多くの印章を押した例が見られますが、この種の文書の性格から考えて、理解できることであります。そしてまた、このような積層陶板による文書の保護手段を考えなければならなかつ

たことから、当時、すなわち三七〇〇年の昔にも、文書の変造によって私利を得ようとした種類の犯罪が既に存在していたことを窺わせるのであります。

同じく粘土製のシリンダー陶筒は、長文の記録を残すためのものとして、陶板とは別の用途を持っていました。但し、今日いうような「出版」に近い性格を備えたものとしては、さらに大型の石柱に文言を刻んで、これを公示するという形態が存在しておりました。例えば、現在はルーブル美術館の所蔵に係る「ハムムラビ法典碑」を見ましても、高さ二二三センチメートル、直径六一センチメートルの黒色閃緑岩の円柱で、三〇〇〇字に及ぶ楔形文字による法文を載せております。

少しく時代は下りますが、紀元前六六八年より六二八年に渡って在位した、アッシリアの英王、アッシュールバニパル王は、前代より国家事業として行われてきた楔形文字古文獻の集成を完成させ、首都ニネヴェの図書館にこれを収蔵しました。この図書館が、その夥しい粘土文書——陶板と陶筒——とともに発掘され、これらの研究と解説が現代アッシリア学の基礎となったことは有名であります。こうした文書の集成事業もまた、古代における、いわば「出版」のひとつの形態であると申せましょう。

二七〇〇年の歳月も、殆んど文面を損なうことがなく、今に至るまで完全にその内容を伝えていることは、寔に偉としなければなりません。陶板・陶筒といった用材の持つ最大の長所は、疑いもなく、その優れた保存性にあり、それが見事に発揮された好例であります。

二、旧約聖書の世界——石板と巻物

旧約聖書の世界において「文字を書く」ということが初めて登場するのは、モーセ時代からでありまして、「出エ

「シプト記」には、多くの記事が散見します。(出エジプト記、第一章一四、第二章二二、第三章一八、第三章一五、一六、第三章一・四・二七―二九)

その用材は、悉く「石の板」であり、文字は、その「両面」に「刻んだ」ものとしてあります。

このほか、「民数記」第二章二一―二六には地誌の類と思われる書の記事があり、「申命記」第三章九―一一には成文の律法について述べてあります。

定着時代に入りますと、「ヨシユア記」第二章二五―二七に、同じく律法の書が見えています。

次の士師時代に属するものとしましては、その末期に近く、「サムエル記上」第一〇章二四、二五に、王国の典章を書に誌したことが出てきます。

こうした地誌あるいは律法の書の類につきましては、その形状や用材を窺わせるような詳細な記事は見当りません。

固より、孰れの場合にも、その遺物が今日に伝わるものとはないのでありますが、考古学的に見ますれば、ガーディナー (A. H. Gardiner) が発掘したシナイ文書の解明により、モーセがその民を率いてエジプトからシナイに至った時代の凡そ一〇〇〇年以上以前に、カナンの民がこの地で独特の音標文字を使用していた事実が明らかにされ、この表音文字——いわゆる北セム族アルファベットの初期の形式——は、当時、カン、パレスティナ、フェニキアに互って使用されたと考えられていますから、モーセの記録も、一応この系統の文字によって書かれたものと見てよいであります。そして、シナイ文書が石に刻まれていることから、「石の板」と述べた聖書の記事とも一致するのであります。

書信(手紙)のことが出てくるのは、次の王国時代からであり、タビデ王の勃興に関する記事に始まります。旧約聖書に見える書信を整理しますれば、次表のようになります。

旧約聖書の書信

発信者	受信者	送達者/送達機関	年代B・C(日付)	出典
ダビデ王	ヨアブ	ウリア(結果的に当事者)	九九八~九六五	サムエル記下
スリアの王	イスラエルの王 (ヨラム?)	ナアマン(当事者)	八五五~八四三	列王紀下
クロス王	各州の知事	国家駅伝制度	五五九	エズラ記 歴代志下
ビシュラム ほか	アルタシヤスタ王 (カンビュセス二世?)	私的な使者	五三〇~五二二	エズラ記
レホム シムシャイ	アルタシヤスタ王 (カンビュセス二世?)	国家駅伝制度	五三〇~五二二	エズラ記
アルタシヤスタ王 (カンビュセス二世?)	レホム シムシャイ	国家駅伝制度	五三〇~五二二	エズラ記
タテナイ セタル・ボズナイ	ダリヨス王 (ダレイオス一世)	国家駅伝制度	五二〇	エズラ記
ダリヨス王 (ダレイオス一世)	タテナイ セタル・ボズナイ	国家駅伝制度	五二〇	エズラ記
サンバラテ	ネヘミヤ	私的な使者	五一六	ネヘミヤ記
ユダの人々	トビヤ	私的な使者	五一六	ネヘミヤ記
トビヤ	ユダの人々	私的な使者	五一六	ネヘミヤ記

アハシユエロス王 (クセルクセス二世)	各州の知事	国家駅伝制度	四八四	エステル記
アハシユエロス王 / ハマン (クセルクセス一世)	各州の知事	国家駅伝制度 (騎馬による急使)	四七四 (一月一三日)	エステル記*
アハシユエロス王 / モルデカイ (クセルクセス一世)	各州の知事	国家駅伝制度 (騎馬による急使)	四七四 (三月二三日あるいは一月一三日)	エステル記**
モルデカイ	各地のユダヤ人	国家駅伝制度	四七四(一二月)	エステル記
モルデカイ エステル	各地のユダヤ人	国家駅伝制度	四七四(一二月)	エステル記
アルタシヤスタ王 (アルタクセルクセス一世)	エズラ		四五八	エズラ記
アルタシヤスタ王 (アルタクセルクセス一世)	川向うの知事たち	ネヘミヤ(当事者)	四四五	ネヘミヤ記
アルタシヤスタ王 (アルタクセルクセス一世)	アサフ	ネヘミヤ(当事者)	四四五	ネヘミヤ記

** 書信の全文は七十人訳に見える

これらの書信は、年代的に見ると、王国時代に始まり、バビロン捕囚後の時代に最も多く、その内容と背景を考えれば、なかなか変化に富んでおります。例えば、

- 自らの死を招く手紙
- 紛争への可能性を持つ国際通信
- 政治的対立を巡る詔書・告訴状・陳情書・請訓書などのやりとり

○緊急の王命を伝える公開の書信と実質的にこれを覆えず第二の書信

○中傷を意図した開封の書信

といったように、書信というコミュニケーション・メディアの関係するさまざまな局面を含んでいるのであります。

(拙稿「旧約聖書の書信」人文科学紀要第一集、昭和四七年一二月、川村短期大学、参照)

しかしながら、書信の形状、用材、あるいは筆写の方法となりますと、明らかでない場合が多いのでありますが、ペルシアに始まった組織的な国家伝制度の発達は、文書の用材の上にも大きな影響を与えたに違いないものと思われれます。すなわち、従来の陶板や石板に代えて、運搬に便利な薄片の獣皮あるいは植物繊維が登場したことでありましょう。こうした推定の傍証となるものには、現存する当時の印章の形状であります。近東地方における古代の印章、および印章指環には、書状に捺印して署名を保証する用法のほか、封緘の保全、すなわち封印としての用法のあったことが言語学的に推定されておりますが、少くとも、メソポタミア地方における円筒印章とはその形状が異なり、平面の薄片に捺印するような機能に適ったものとなっているからであります。

このほか、聖書の記事の中には、一例であります、書信の形状を窺わせるものがあります。すなわち、エズラ記・第六章一―五には、

そこでダリヨス王は命を下して、バビロンのうちで、古文書をおさめてある書庫を調べさせたところ、ヌデア州の都エクバタナで、一つの巻物を見いだした。そのうちにこうしるされてある。……

と見えており、詳細の背景は省略するとして、発見された詔書の複本が、巻物(スクロール)の形をしていたことを示しております。

ヘロドトスによっても、例えば、その第五章五八に古代ペルシアでは皮革が文書の用材として使われていたと述べてありますし、伝承によれば、ペルシアの古代神書は、一二〇〇枚の牛皮に記されたとされています。また、ヘロド

トス第三章一二八には、ダリヨス王の書翰のことを記して、王の印璽が署名に副えて押捺されたことを物語っています。

旧約聖書の世界における書状は、少くともバビロン捕囚時代以後のものについては、以上のような理由から、薄片の獣皮をその用材としたものと推定されるのであります。運搬あるいは保管のための形態は、一応、巻物の様式を主としたものと考えられます。

三、エジプト——陶板とパピルス（および羊皮紙）

エジプト古王国の第一王朝の成立は、凡そ紀元前三五〇〇年ぐらいと推定されますが、古王国時代の文書については、内容を石碑等に留めているのみでありまして、現実にその遺物を伝えているものはありません。

書翰の文面を石刻の碑文に残している例としては、第三王朝の末期、ネファルカ王がその治世第三年に発した書翰があり、第六王朝のペピ二世の同じく治世第三年に発した書翰などが有名であります。

新王国時代の書状のうちで、最も価値あるものは、テル・エル・アマルナより発掘された書翰集、いわゆるアマルナ文書が挙げられます。これは、第一八王朝のアメンホテップ三世およびその子アメンホテップ四世の治世に、バビロニア、アッシリア、ミタニなどエジプト周辺の諸外国、さらにはエジプトに帰属していた属領のシリア、パレスティナの藩王から送ってきた外交文書、並びにエジプトよりこれらの諸外国、諸属領に発せられた文書の複本を主とする約三七〇通の集成でありまして、本来、アメンホテップ四世の王宮に付属する文書館に収められたものでしたが、現在は大英博物館の所蔵となっています。

ところが、このエジプト最古の価値ある集成文書は、エジプト通例の象形文字ではなく、その殆んどが楔形文字の

バビロニア語で書かれているのであります。バビロニア語は当時の国際語であり、楔形文字は今日のローマ字のような役割をしていた訳で、ちょうどフランス語が近世西欧諸国において広く国際外交文書用語として通用したことと同じような例と言えましょう。そして、これらの文書の用材も亦、エジプトということから早速に連想されるような、パピルスではなく、粘土製のタブレット^{II}陶板であったのであります。但し、粘土の素材や色合などは必ずしもメソポタミアのものとは一致しておりません。文書は陶板の表面上部から横書きで下部に至り、次に下部の側面へと続き、更に裏面の上部へと連なっていますが、表面から裏面に移るには陶板を反転——ターン・オーバー——する訳で、日本流に考えると、裏面での天地は表面とは逆になっています。先方に送達する書状に対して発信者がその複本を作って保管することは、先に述べましたようにハンムラビ王時代より、バビロニア語の公用文書では早くから行われておりましたが、この複本の存在により、当時、すなわち両王の在位した紀元前一四一〇年より一三五二年に至るころの国際情勢を如実に知ることができるのであります。ともかく、エジプト最古の書翰集が、パピルスにはなく、陶板に書かれていたということは、意外と言わねばなりません。

文字の使用とその普及に大きな貢献を果たしたものとして、エジプトにおけるパピルスの発明は固より、看過することができません。

パピルスはナイル河畔に生じる一種の藺草の繊維から製られ、その薄く軽いこと、形状の大小が自由であること、表面の滑らかであること、巻き物にすることにより一層小形化され運搬と保管に便利なことなど、多くの利点を持っていたことから、書写の用材としては実に好適なものでありました。

プリニウスは、その「博物誌」において、パピルスに関する詳細な記事を残しています。もっとも、その第三章二一にあるような、

この紙の使用は、アレクサンドル大王がエジプトにおいてアレクサンドリアを創設した際に、この英主の素晴らしい成功を示す発明であり、この以前には、初め椰子の葉に、後には或種の樹皮を用いた……

という件りは、全く信じることができません。但し、これは恐らく偶然でありましょうが、古代インドにおける椰子葉（ターラ樹葉を用いた、いわゆる貝葉）文書を想起させるところに、若干の興味があります。

パピルスの製法については、博物誌第一二章と第一三章に詳らかであります。これは少くとも当時のパピルスの製法と技術に関するものとして、信用してよいでありましょう。パピルス草の茎を包む薄い皮をはぎとり、これを重ねて密着させることを基本的な製法とします。パピルスにはその品質から大別して三段階の等級がありました。一枚の大きさは、幅一三〇一四センチメートル、長さ二三〇二八センチメートルぐらいを普通とします。もちろん、特別の用途のためには、大小各種のオフ・サイズのものもありましたが、書籍、記録のように長文のものを記すためには、二〇枚ずつを張り継いで一卷としたものが市販されていました。必要に応じ、さらに継ぎ合わせて、例えば「死者の書」のように長さ三七・五メートルに及ぶものも今日に伝えられております。

パピルスの起源は、プリニウスの言うような新しいものではなく、遠くエジプト古王国時代、第五王朝にまで遡ることができるようであります。この年代は凡そ紀元前二五五〇年頃と推定されますから、パピルスがなお実用に供されていた下限、すなわち西暦一〇世紀までの間、三五〇〇年余に亘って使用されたこととなりますから、書写の用材としては、最も生命の長いものであります。

パピルスに文字を書くには、葦製のペンを用い、油煙または粉炭を少量のガム状物質で溶かした墨が使われましたが、必要に応じ、各種の顔料が彩色のために加えられました。一枚あるいは一卷が書き上げられると、丁寧に巻物とし、紐で縛られますが、重要なものはその上に封緘を施し、さらに、木箱あるいは壺などに納められました。

パピルスのような便利な書写の用材は、エジプトが臆てギリシア、次いでローマの支配下に入ると、忽ち全地中海

沿岸に普及して行ったのは当然でありました。そして、一旦は書写の用材から一切の皮革類を駆逐したのでありますが、その生産量に限界のあるのに対して需要の激増したことから、パピルスの価格が暴騰し、聽てまた、伝統的な各種の用材、すなわち、皮革、木片、陶板、布帛などの使用を復活させました。後世、民衆新聞の先駆とされるローマの「アクタ・ポプリ・ロマニ・デイウルナ」(Acta populi Romani diurna) や、その用材として、ギブスを塗った木片を使っているものでありまして、当時におけるパピルスの貴重さを物語っております。

パピルスの製造と販売は、プトレマイオス王朝の敵しい専売事業であったことは有名ですが、こうした事情は、ローマ時代に及んでも同様でありました。パピルスの販売と、アレクサンドリア図書館の重要な事業としてのパピルスによる写本の製造は、王家の財源として大きな役割を果たしていました。図書の収集に加えて、写本の製作事業ともなれば、これは近代における「出版」に似通った形となっております。

次に登場するのが、羊皮紙Ⅱベルガメントあるいはパーチメントであります。その出現は比較的新しく、紀元前二世紀のことで、プトレマイオス王朝からパピルスの輸出を禁じられたベルガモン王国のユウメネス二世の治下に、発明されたものと言われています。牛、羊、山羊の仔の皮を洗って毛を除き、軽石の類で磨いて滑らかにし、最後はチヨークを用いて、殆んど白色の薄片に仕上げることが基本的な製法とします。古来よりの伝統を持つ皮革文書の新技術による復活は、アレクサンドリアとベルガモンとの文化的競争の結果として実現されたのでありますが、そして、パピルスの代用品あるいは代替品として出発しながらも、それを凌ぐ二つの利点を持つようになりました。すなわち、この王国の名前を冠する新式の羊皮紙は、その強靱性に加えて、よく表裏両面の使用を可能としたのであります。特に、薄片でありながら両面に書写できるといふ特性を生かして、初めはパピルスと同様に巻物として用いられた羊皮紙が、その数枚を重ねて片側を綴じる「冊子」という新しい文書の形態を創り出したことは、注目すべきであ

りましょう。

ペルガモン王国では歴代の王の事業として、ここにアレクサンドリアに次ぐ大図書館を作ったと伝えられています。写本の製作を含む「出版」も亦、当然行われていたものと思われれます。

羊皮紙は、その後の記録、書物の体裁に大きな影響を与えましたが、今日の書物の様式の主流となっている、片側綴じ、両面書きという方法には、羊皮紙のほかにも、もうひとつ別の源流がありました。それは、古代ギリシアにおける書板^{II}ディプティック、ポリプティックであります。

四、ギリシア・ローマ——書板と書棒

古代ギリシアにおける文書は、木片または象牙片を組み合わせた二枚折りの書板に認められました。この書板はディプティックと呼ばれ、その内面に蠟を引いて尖筆で文字を刻みます。用が終れば蠟を平らかにして文字を消し、反復使用することができました。二枚の板の片側は連結されており、他の側を糸と封印で閉じるか、場合によっては施錠します。この形式は通信の内容を第三者に秘匿できることから、パピルスの普及した後にも、ギリシアでは一般に愛用されております。ホメーロスのイーリアス第六書一六六—一七〇には、「この状持参のもの殺害すべし」というプロイトス王の手紙を自ら携えて行ったベルレロポンテースの悲劇を述べておりますが、「たたみ重ねた木の板へ命を害う企らみを委細に刻み込んだ」と表現してあります。これは確かにディプティックによる書状に他なりません。トゥーキュディデースの「戦史」にもこうした密書の記事が散見します。(第一章一二八・一二九、一三二、一三七)

ディプティックは、その名の示すように、二枚折りのものを基本型としますが、聴て三枚あるいはそれ以上の枚数を綴じた書板も作られ、それぞれトリプティック、ポリプティックと呼ばれました。材料としても、木材・象牙に加えて

金・銀・鉄などの金属も用いられ、手紙のほか長文の記録にも使われるようになりました。ローマ時代の遺物が今日に伝わっております。その中には、ローマの裁判官が公文書として使用したディプティックが、その内容とともに現存している例もあります。

こうした形式の書板は、さらに降って、初期のキリスト教会においても愛用されました。中世に至っても、ドイツ諸都市の中には、この形式による公用文書記載の習慣が残されており、そのために散佚を免れて貴重な資料を今日に伝えている例が尠くありません。例えば、ヴォルフエンビュッテル市の財政を記録した、いわゆるノルトハオゼンの蠟板には、一三五八年の日付が見えますから、ディプティック使用年代の下限は、概ね一四世紀の後半にまで辿り得るのであります。

ディプティックはその構造上、書信の内容を第三者に秘匿するために便利でありましたが、ギリシアにおけるもうひとつの秘密通信文書方式として、スパルタ、イタカなどの諸都市に発達した書棒IIスキュタレがありました。

スキュタレによる秘密通信の方法は次の通りであります。まず、全く同じように作られた二本の棒を用意します。

(スキュタレとは本来、棒のことを意味していました。)その一本を文書庫に保管し、他の一本を急報を取り交わそうとする相手に渡しておきます。急報は、棒に螺旋状に巻きつけた一筋の革帯に、棒の長軸に沿って書いて行きます。棒を抜き取れば文字は切れ切れとなって、この秘密を知らぬ第三者には読むことができませんが、受信者は、革帯を自分の持っているスキュタレに巻きつけければ文字は再び元のように配列されて、通信の内容が読み取れるという仕組であります。こうした特製の棒、これにより認められた革帯の文書、さらにはこうした秘密通信方式の意味へと「スキュタレ」の語が汎用されたことは、紀元前七世紀の半ばまで遡れますから、これもまた長い伝統を持った文書の方式であると申せましょう。

スキュタレの用例についての詳細な記事は、プルタルコスの「対比列伝」(いわゆる「英雄伝」)中に見えておりますが、記事中の当事者のひとりであるリサンデル將軍は紀元前三九五年に没していますから、スキュタレが紀元前四世紀のギリシアにおいて、一般的な公用秘密通信方法として採用されていたことを知るのであります。

五、中国——木簡・竹簡・帛書

中国における書写の用材としましては、殷代までの亀甲・牛骨に刻まれた甲骨文、さらに周代の銅器に刻まれた鍾鼎文、あるいは石碑・壁面・鏡鑑等に残されている金石文を別とするならば、木・竹・絹布、すなわち、木簡・竹簡・帛書を挙げることにあります。後漢時代、西暦一〇五年のころ、蔡侯により製紙の方法が発明されてからは、専ら紙を使用して現在に至っております。

一九七二年より発掘調査が行われ、今を去る二一〇〇年以前の世界を奇蹟的に再現したと言われる、湖南省長沙市郊外の「馬王堆漢墓」からは、先に報じられた一号漢墓より発見の竹簡に加えて、一九七三年発掘の終った三号漢墓からも大量の帛書が発見されたことを伝えております。「馬王堆漢墓群」の年代は、一号墓の西暦紀元前一八七年から、それより約三〇年を経たと思われる三号墓に及んでおります。

帛書の内容は「戦国策」「易経」「左伝」老子の「道德経」をはじめ、「相馬経」という馬の見立てに関する書物、あるいはイラスト入りの呼吸調整法に関する医学書などに及ぶ各種の写本、総計一二万字にのぼる長文なものであります。中国を訪れた関野雄教授の談によれば、「三号墓の主、長沙丞相軼侯利蒼の息子は念書的人に読書家であったらしく、これらの書物を読むことは漢代貴族の一般教養であったと考えられるが、この帛書は、日常彼の読んでいたものを遺体と一緒に納めたものだと思う。」とされています。(朝日新聞、一九七四年八月二日夕刊、八月四日朝刊)従っ

て、これは漢代貴族の教養書集といった、一種のプライベート・アンソロジーであるということになります。

帛書は、縦約五〇センチメートル、横約三〇センチメートルの漆塗りの木箱の中に、もう一廻り小さい中箱があって、その内部に納められていました。保存状態は良好とは言えませんでした。苦心して剝離復原した結果、縦約三〇センチメートル、長さ約四メートルの絹地の巻物であることが判り、絹の地は透けるように薄く、朱墨による細い野線が縦に入り、美しい隸書で約五ミリメートル四方の文字が一行に数十字整然と書かれているということがあります。

このほか、三号墓からは、竹簡六〇〇余点が発見されましたが、そのうち四〇〇余は副葬品の目録であり、残りの二〇〇余は医学関係の書物であると言われますが、まだその詳細な内容は伝えられておりません。

漢代の竹簡としては、別に、山東省臨沂県銀雀山漢墓から「孫臏兵法書」（いわゆる孫子の兵法書）がこれも近年発見されており、これには現行本の孫子には見られぬ部分がいくつか含まれている由であります。この墓からは同じく竹簡による「相狗経」という犬の見立てに関する書物も出ており、馬王堆三号墓の帛書に含まれた「相馬経」と興味ある対照を示しております。

これらの書物は、孰れもその書写年代が二一〇〇年ほど以前に属し、中国古典の最も古い書写本でありますことから、現在伝えられている古典のテキストを校訂する上にも大いに役立つことは疑いありません。そして、この書写の時期が、いま中国で大きな論議を呼んでいる秦の始皇帝の焚書抗儒に遅れること約五〇〇年にあたり、また漢の武帝が儒教独尊の体制を確立することに先立つ約三〇〇年であることは注目すべきでありましょう。すなわち、この時期における中国思想史は、(1)儒家思想の断崖(2)法家思想の盛行と没落(3)道家思想の盛行(4)儒家思想独尊体制の確立、と目紛しく変転を重ねたのであります。史記によりますれば、始皇帝の焚書は、医薬、卜筮、農業関係以外の総ての書物を焼いてしまったことになっていますが、現代中国の学者には、始皇帝が実際に焼いたのは儒教の反動派のものだけ

で、他の諸子百家の書物は残したと評定する見解が多いのであります。確かに、焚書から五〇年経過した後の漢代貴族の墓から、老子の道德経のように儒教に反対の立場にある書物や、あるいは、法家の系統に属するといえる孫子の兵法書などが出土していることは、こうした中国の学者の主張を裏付けることにもなりそうです。

近年、馬王堆漢墓等から出土した文書の発見がいかに画期的なものであるかについては、例えばその竹簡について考えて見ましても、「名を竹帛に垂る」で知られる、いわばこの周知の書写の用材にしたところが、実は従来殆んど記録と伝承によるのみであって、現実の竹簡が今日に伝えられた例は極めて稀であったことを思えば充分でありましよう。

晋代の書物、穆天子伝の序に

太康二年、汲冢というところで古墳を盗掘した者があり、竹簡に墨書され、白糸で綴られた書物が出てきた。その長さ二尺四寸、一簡四〇字……

と、如何にも珍らしそうに記録されておりますが、この太康二年は西暦二八一年に当りますから、そのころ、すなわち一七〇〇年以前にも、既に竹簡は頗る珍奇なものとしていたのであります。

南史卷三三王僧虔伝にも、

雍州というところで楚王の墓と伝えられる古墳を盗掘した者があり、多くの宝物を獲たが、その中に、青い糸で綴った竹簡の書物があった。竹簡の長さは二尺ばかり、幅は数分である……

同じく、南史卷二六劉向別伝にも、出土品の記事として、

孫子の兵法書は竹簡に書かれ、淡い藍色の糸で綴ってあった……

と述べてありますが、先に述べた、近時山東省より発掘された竹簡による孫子の兵法書との関連において、興味が深

いのであります。

漢代の木簡は、新中国の遙か以前から、主として西欧の学者の調査によって、漠北の地トルキスタン地方を中心に数多く発見されておりますが、長さ一尺内外、幅数分という狭長なものが大部分であります。

木簡のことを記した古文獻に徴して見ましても、例えば、後漢の鄭玄の尚書の注には、「三十字一簡之文」とありまして、オウレル・スタイン氏 (Aurel Stein) の発見した木簡のひとつに、ちょうど三十字墨書してあるものがあることと符合いたします。もとより、今日の紙のように、その形状には多くの種類があつたのでありましようが、木簡、あるいは当時の言葉でいう「簡策」「簡札」「方牘」といったものは狭長な方形を主としたものと思われまゝ。従つて長文の記録をなすに当つては、多くの木簡が綴り合わせて使用され、これを象形して「冊」の字を作つた訳であります。史記卷四七孔子世家には「韋編三絶」とあつて、冊を韋をもって編んだことが見えておりますが、糸をもって綴じたという記事は、前に挙げた竹簡の例で見ると、さらに多いのであります。

このほか、中央アジア出土の漢代文書には、二枚の木板を重ねて中央を麻繩で結び、封泥を施したものがあります。これは、文獻に言う「斗検封」に当る形式であります。その二枚構成の木板ということから、ギリシアの書板ディプティックを想起せずにはいられません。しかしながら、中国の書板は、二枚を重ねて紐で結束するのに対し、ギリシアの書板は予め二枚の側面を綴った形を取つてゐること、また、中国の木簡は毛筆による墨書であります。ギリシアのディプティックは内面の蠟に尖筆で文字を刻むというように、両者の間には明瞭な相違が見られるのであります。

おわりに

中国における紙の発明とその普及が、先ず東方の世界にあつて、文運いよいよ旺んとなる契機をなしたことは言うまでもありません。木版印刷術は唐代に芽生え、宋・元代に全盛期を迎えることとなります。

製紙の技術は聽てアラビアを経て西方の世界にも伝えられました。其処には一千年に及ぶ長い旅程があつたのであります。

本来の字義とする読書家としては固より、書道にも造詣の深かりし、故蒔田栄一教授は、正に当代一流の「念書的人」であられたと拝察いたします。

謹しんで、聊か因みある後学の小稿を捧げ、先生より長年に互り忝のうしたご好誼を深謝申し上げます。